

## 茨城県行政書士会会則に基づく会員処分

氏 名：細田 和博

登 録 番 号：第09110479

事 務 所 名 称：細田行政書士事務所

事 務 所 所 在 地：神栖市矢田部8561番地6

懲戒処分年月日：平成30年11月12日

懲戒処分の内容：廃業の勧告及び平成30年11月13日から1年間の会員権利停止

懲戒処分の理由：細田会員は、茨城県行政書士会会則第14条第1項による納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。

よって、行政書士法第13条、茨城県行政書士会会則第66条第1項に違反。